

風景づくり条例に基づく

屋外広告物等に関する協議の進め方



1 . はじめに	• P1
2 . 協議の対象	• P1
3 . 環状7号線及び環状8号線 沿道の誘導指針・基準	• P2
4 . 手続きの流れ	• P3
5 . 提出書類	• P4
6 . 書類の記入例	• P5

風景づくり条例に基づく協議のご相談・お問い合わせ先

都市デザイン課

住 所：東京都世田谷区玉川1-20-1

電 話：03-6432-7153 F A X：03-6432-7996

その他屋外広告物を計画する際の主なお問い合わせ先

<p>自己の敷地及び建築物に屋外広告物を設置するとき</p>	<p>建築調整課 建築調整担当 03-6432-7160</p>
<p>区道上空に屋外広告物を設置するとき（道路占用申請）</p> <p>環状7号線及び環状8号線の道路占用は、東京都建設局第二建設事務所管理課（03-3774-8184）へお問い合わせください。</p>	<p>道路指導課 占用担当 03-6432-7960</p>
<p>地区計画及び地区街づくり計画の区域に屋外広告物を設置するとき</p> <p>行為に着手する30日前までに届出が必要です。一部届出を要しないものがありますので、各総合支所街づくり課へお問い合わせください。</p>	<p>世田谷総合支所街づくり課 03-5432-2872 北沢総合支所街づくり課 03-5478-8031 玉川総合支所街づくり課 03-3702-4539 砧総合支所街づくり課 03-3482-2594 烏山総合支所街づくり課 03-3326-9618</p>

1 はじめに

屋外広告物は、風景に大きな影響を与える要素の一つであるため、屋外広告物を計画する上での周辺風景への配慮点等を示した「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」を策定しました。ガイドラインでは、風景づくり計画「第7章 屋外広告物の表示に関する事項」に基づき、地域の風景に寄与する屋外広告物の具体的な配慮事項を示しています。

区内で屋外広告物を計画する場合は、より良い風景づくりにつながるよう、ガイドラインに基づき計画してください。

このうち、環状7号線及び環状8号線に面する敷地に一定規模以上の屋外広告物の表示又は設置（表示内容の変更、改造又は移転を含む）を行う場合は、ガイドライン及び風景づくり条例第31条の2に基づき、屋外広告物に関する協議が必要となります。なお、協議は許可申請の前かつデザイン変更の可能な段階で行ってください。



風景づくり計画



風景づくりのガイドライン
(屋外広告物編)



ガイドラインの対象

2 協議の対象

[区域]

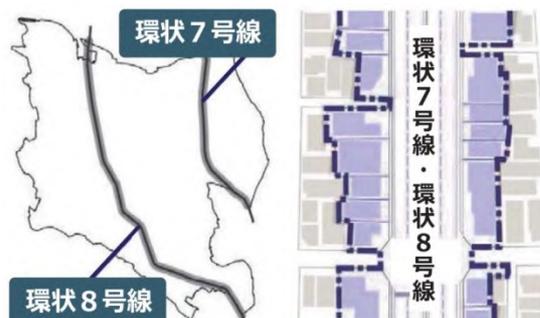
環状7号線及び環状8号線に面する敷地

[規模]

東京都屋外広告物条例に基づく許可が必要な
広告物で表示面積の合計が10㎡を超えるもの

[行為]

屋外広告物の表示又は設置
(表示内容の変更、改造又は移転を含む)



屋外広告物の特性

環状7号線及び環状8号線沿道は、非常に多くの車両が通行するため、車両から確認しやすい、沿道の建築物等の上部に比較的大きな広告物が設置されています。特に、交差点付近や道路がカーブする箇所など人の視線が集まりやすい場所では、多くの広告物が見られます。

誘導指針

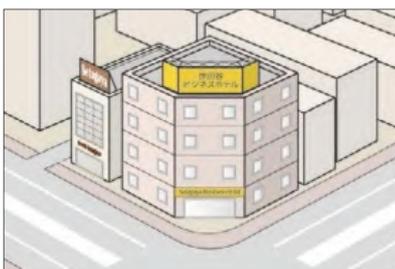
環状7号線及び環状8号線は、区内の代表的な幹線道路であり、風景の骨格としても大切な要素です。そのため、沿道の建築物との一体感やスカイラインの調和、後背の低層住宅地や歩行者などへの配慮を図ることにより、街の骨格として、秩序ある空間を創出します。

区全域、地域別の誘導方針・基準については、「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」参照

誘導イメージ



沿道の街並みやスカイラインとの調和に配慮する。

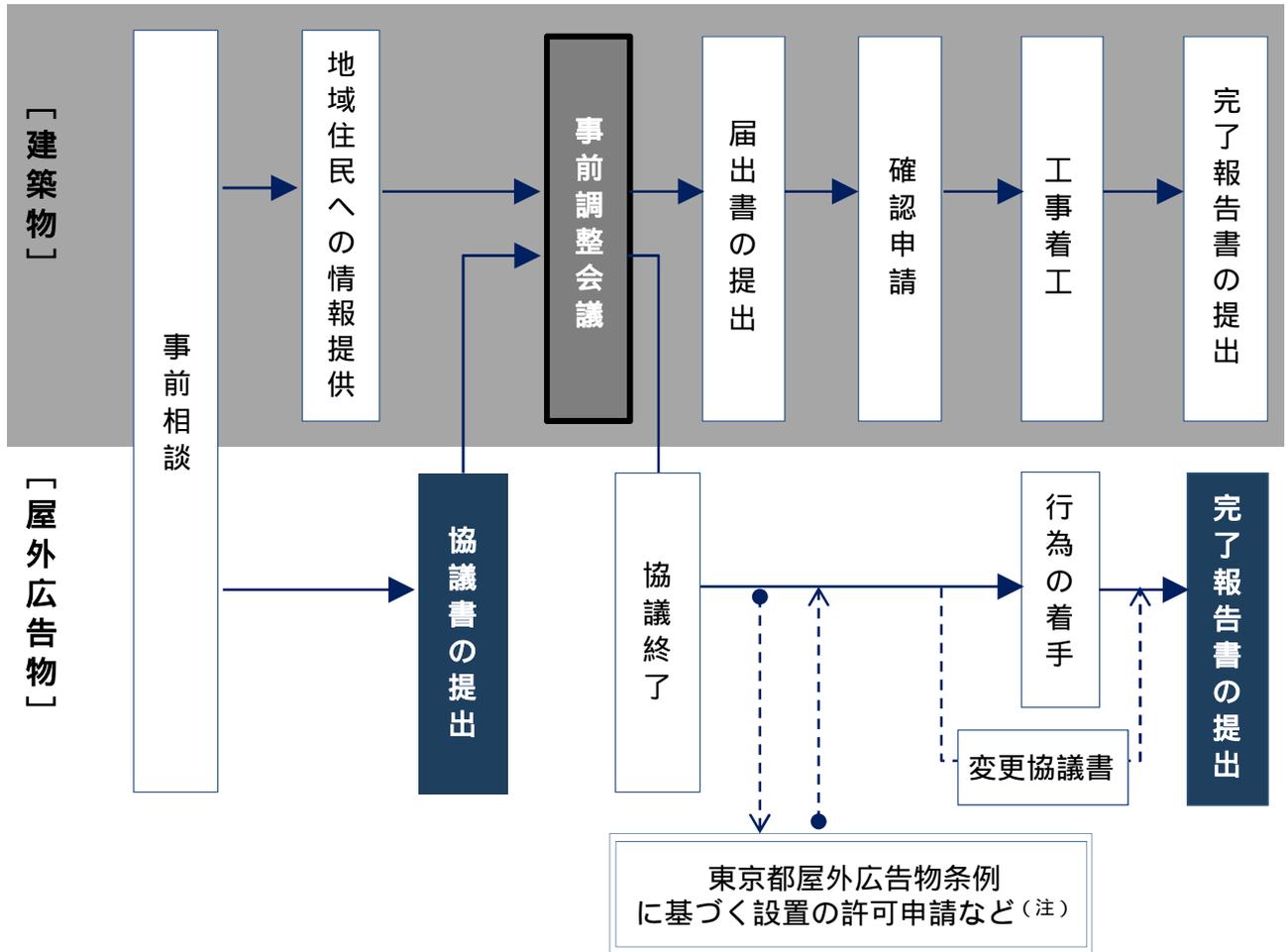


数や大きさ、色彩などを工夫し、魅力的な街角にする。



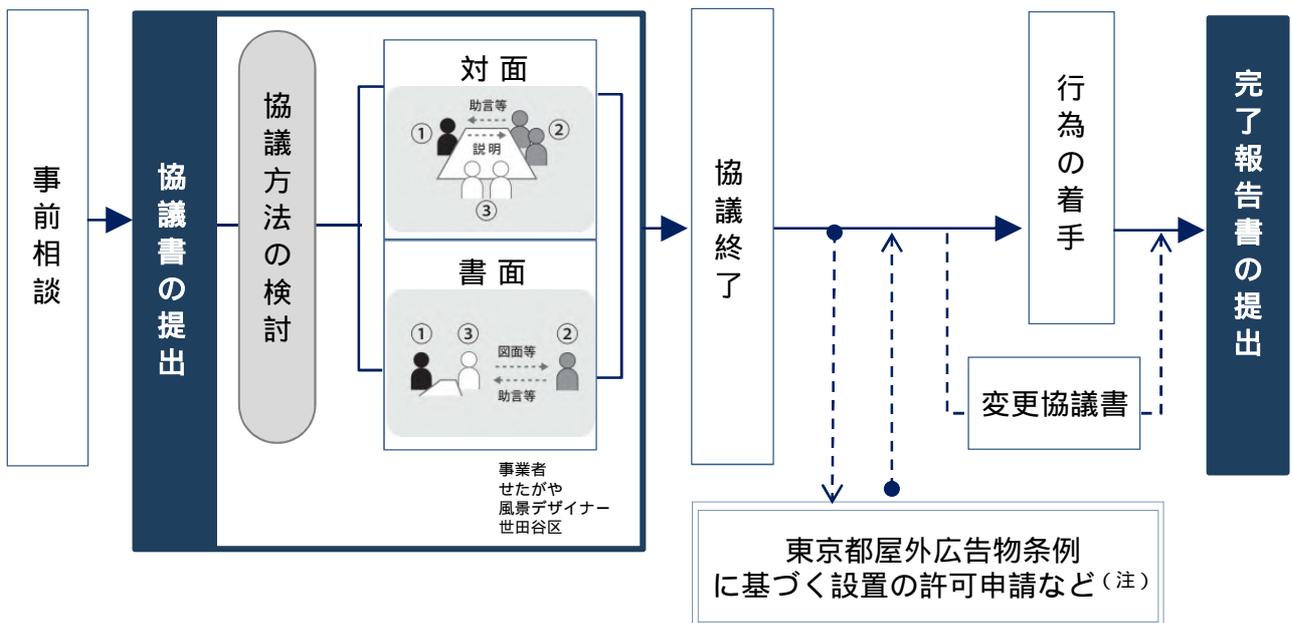
街路樹のある場所では、緑と調和するように配慮する。

建築物と一体で計画する場合



建築物については、別冊「風景づくり条例に基づく建設行為等の届出の進め方」参照

屋外広告物を単体で計画する場合



(注)：各種手続きについては、表紙裏面の「その他屋外広告物を計画する際の主なお問い合わせ先」

参照

配置図・屋上平面図、立面図は必要に応じて

協議時の提出書類 (A4サイズ綴じ / 対面協議:計5部、書面協議:計5部)

1	協議書	第18号の3様式。第1面～3面を記入する(P5～7参照)。
2	案内図	屋外広告物の計画地が確認できるよう表示する。
3	現状写真	歩行者の視点から、計画地及び周辺状況を撮影する。 撮影場所及び撮影方向を示した見取図を添付する。
4	計画図	屋外広告物の仕様・素材・色彩が分かるデザイン図。 マンセル値を表記した上で着彩する。
5	配置図・屋上平面図	各図面の兼用可。屋外広告物の設置位置を表示する。
6	立面図	屋外広告物の設置位置を表示する。また、建築物について着彩し、主要部分の仕上げ、照明方式、照明時間等を表記する。(図面がない場合等は、建築物の壁面の状況が分かる写真で代用することができる。)
7	完成予定図 (フォトモンタージュ)	日中の写真等を用いてフォトモンタージュを作成する。必要に応じて、夜間のフォトモンタージュも作成する。
8	工程表	屋外広告物の許可申請日、工事着手及び完了予定日が分かるものを添付する。
9	その他(適宜)	計画内容等に応じて、追加資料をお願いする場合があります。

変更協議時の提出書類 (A4サイズ綴じ / 計2部)

1	変更協議書	第18号の4様式。変更内容及び理由等を記入する(P8参照)。
2	変更図面	協議書の提出時から変更となる図面を変更前・変更後で添付する。

行為の完了時の提出書類 (A4サイズ綴じ / 計2部)

1	完了報告書	第18号の6様式。協議書の受付番号、表示場所を記入する(P9参照)。
2	完了写真	撮影場所・撮影方向を示した案内図並びに屋外広告物の掲出状況が分かる写真を添付する。

中止の場合 (A4サイズ綴じ / 計2部)

1	中止報告書	第18号の6様式。協議書の受付番号、表示場所を記入する(P9参照)。
---	-------	------------------------------------

屋外広告物等に関する協議書

記入例

第18号の3様式（第22条の2関係）

(第1面)

令和5年 3月 23日

屋外広告物等に関する協議書

世田谷区長 あて

届出者が複数いる場合は、連名で記載してください。

届出者 住所 世田谷区世田谷●-●-●

氏名 ●●●●

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

代理人 住所 世田谷区世田谷●-●-●

氏名 ●●●●

電話番号 ●●-●●●●-●●●●

世田谷区風景づくり条例第31条の2第1項の規定により、次のとおり協議します。

1 表示又は設置の場所	
住居表示	世田谷区世田谷4-21-17
用途地域	近隣商業地域、第一種低層住居専用地域
2 屋外広告物等	
行為の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 表示又は設置 <input type="checkbox"/> 表示内容の変更、改造又は移転
種類	<input type="checkbox"/> 広告塔 <input checked="" type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> その他()
設置位置	<input checked="" type="checkbox"/> 土地 <input checked="" type="checkbox"/> 建築物(□屋上、 <input checked="" type="checkbox"/> 壁面、□突出) <input type="checkbox"/> 工作物()
内容の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 自家用広告物 <input type="checkbox"/> 第三者広告物 <input type="checkbox"/> その他()
規模	数量：計 3基 面積：計 40.75㎡
3 区域の別	
景観計画区域の区分	一般地域(□低層住宅系ゾーン、□住宅共存系ゾーン、 <input checked="" type="checkbox"/> 商業系ゾーン) 風景づくり重点区域 (□水と緑の風景軸、□界わい形成地区〔地区〕)
特定の区域	<input checked="" type="checkbox"/> 環状七号線及び環状八号線沿道

用途地域が複数にまたがる場合は、敷地を占める面積が大きい方をご記入ください。

用途地域に応じた景観計画区域の区分にチェックを入れてください。

記入上の注意

- 「住居表示」欄には、住居番号が付定されていない場合は、地名地番を記入してください。
- 欄には、該当する項目にレ点を記入してください。
- この様式に世田谷区風景づくり条例施行規則第22条の2第4項に規定する書類を添付してください。
案内図 現状写真 計画図 建築物の配置図・平面図・立面図(必要に応じて)
完成予定図 その他(工程表)

添付する書類にチェックを入れてください。
現状写真は、道路等から見える全ての面の写真と、撮影場所及び撮影方向を示した見取図を添付してください。また、計画地周辺の街並みが分かるよう撮影してください。

決裁欄	担当	係長	課長

4 風景への配慮

風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）に定める誘導基準について、周辺の風景への配慮内容を記入してください。（周辺の風景に配慮を行う確認として基準にチェックをし、「風景づくりの考え方」に具体的な配慮内容を記載してください）

(1) 区全域共通の誘導基準

- 伝える情報を整理する
- シンプルで読みやすい文字にする
- 色数はできる限り少なくする
- 地の色は、建築物の意匠や街並みに調和した色彩とする
- 鮮やかな色彩は小面積で効果的に用いる
- 対象を意識した大きさ・位置とする
- 周辺環境に配慮した照明方式とする
- 夜間の街並みを効果的に演出する

周辺の風景に配慮を行う内容についてチェックを入れてください。

「窓面等には屋外広告物を設置しない」など、該当がない場合は、チェックは不要です。

窓面等に広告を表示する場合は、開口部の
特
第1面「3 区域の別」の景観計画区域の区分に基づき、該当の区分にチェックを入れてください。
また、その区分に応じて、該当する内容についてチェックを入れてください。
ガイドラインP6参照

(2) 地域別の誘導基準

（景観計画区域の区分ごとの基準です。該当区分を1つ選択してください。）

①低層住宅系ゾーン

- 時間貸し駐車場の屋外広告物は、地色に彩度を抑えた色彩を用いるなど、住宅地の風景との調和を図る。
- 屋外広告物の色彩や素材は、建築物の色彩や素材と一体的にデザインし、周辺の街並みや緑との調和を図る。
- 敷地周辺に、風景づくり計画に定める風景特性や、風景資源（地域風景資産、界わい宣言、古道）などがある場合は、それらからの見え方に配慮する。

②住宅共存系ゾーン

- 住宅地における時間貸し駐車場の屋外広告物は、地色に彩度を抑えた色彩を用いるなど、住宅地の風景との調和を図る。
- 中高層部に屋外広告物を計画する場合は、建築物壁面の色彩や表情を活かす表示とする。
- 住宅地における屋外広告物の色彩や素材は、建築物の色彩や素材と一体的にデザインし、周辺の街並みや緑との調和を図る。
- 商業・業務施設が多い場所では、隣接する店舗同士で掲出位置や大きさを揃えるなど、賑わいの連続性を創出する。
- 幹線道路沿道の屋外広告物は、突出感のない規模や形状となるよう沿道の町並みやスカイラインとの調和に配慮する。
- 賑わいのある場所では、色彩を統一し、文字情報を抑えたバナーフラッグを活用するなど、通りの魅力を演出する。
- 敷地周辺に、風景づくり計画に定める風景特性や、風景資源（地域風景資産、界わい宣言、古道）などがある場合は、それらからの見え方に配慮する。

③商業系ゾーン

- 中高層部に屋外広告物を計画する場合は、建築物壁面の色彩や表情を活かす表示とする。
- 高層部の屋外広告物の地色は、高彩度色の使用を避ける。
- 商店街や駅周辺では、隣接する店舗同士で掲出位置や大きさを揃えるなど、賑わいの連続性を創出する。

(第3面)

- 幹線道路沿道の屋外広告物は、突出感のない規模や形状となるよう沿道の町並みやスカイラインとの調和に配慮する。
- 賑わいのある場所では、色彩を統一し、文字情報を抑えたバナーフラッグを活用するなど、通りの魅力を演出する。
- 敷地周辺に、風景づくり計画に定める風景特性や、風景資源（地域風景資産、界わい宣言、古道）などがある場合は、それらからの見え方に配慮する。

④水と緑の風景軸

- 時間貸し駐車場の屋外広告物は、地色に彩度を抑えた色彩を用いるなど、崖線のみどりやみどり豊かな住宅地の風景との調和を図る。
- 中高層部に屋外広告物を計画する場合は、建築物壁面の色彩や表情を活かす表示とする。
- 高層部の屋外広告物の地色は、高彩度色の使用を避け、崖線のみどりとの調和を図る。
- 住宅地における屋外広告物の色彩や素材は、建築物の色彩や素材と一体的にデザインし、崖線のみどりやみどり豊かな住宅地の風景との調和を図る。
- 商店街や駅周辺では、隣接する店舗同士で掲出位置や大きさを揃えるなど、賑わいの連続性を創出する。
- 幹線道路沿道の屋外広告物は、突出感のない規模や形状となるよう沿道の町並みやスカイラインとの調和に配慮する。
- 崖線のみどりが望める場所では、崖線のみどりのスカイラインに配慮した規模や形状とする。
- 賑わいのある場所では、色彩を統一し、文字情報を抑えたバナーフラッグを活用するなど、通りの魅力を演出する。
- 敷地周辺に、風景づくり計画に定める風景特性や、風景資源（地域風景資産、界わい宣言、古道）などがある場合は、それらからの見え方に配慮する。

該当する内容についてチェックを入れてください。

(3)特定の区域における誘導基準『環状七号線及び環状八号線沿道の誘導基準』

- 屋上広告物や広告塔は、突出感のない規模や形状となるよう沿道の街並みやスカイラインとの調和に配慮し、建築物と一体的な色彩やデザインとなるよう工夫する。
- 複数の屋外広告物を集約するなど、街の骨格として秩序ある空間を創出する。
- 駐車場などの誘導を行う屋外広告物は、色数を抑える、矢印や記号を用いて情報量を減らすなどにより、周囲の風景との調和を図る。
- 交差点付近や道路がカーブする箇所など人の視線が集まりやすい場所では、屋外広告物の数や大きさ、色彩や設置位置を工夫し、魅力的な街角を演出する。
- 街路樹のある場所では、屋外広告物の地色に落ち目や高さを抑えるなど、緑と調和するよう配慮する。

周辺の風景や立地環境を踏まえ、どのような考えで計画しているのか記入してください。
図や写真等を別途添付していただいても結構です。

風景づくりの考え方

(この協議に係る行為における風景づくりの考え方)

- (例) ・コーポレートカラーである彩度の高い赤色は、アクセントとして小面積に用いることで、建築物の意匠や周辺の風景との調和を図る。
- ・高層部の広告板の照明は、計画地西側の低層住宅街へ配慮し、文字のみ発行する内照式とする。
 - ・店名等の文字情報の重複を避けるとともに図・記号を用いることで、文字情報を減らし、周辺の風景との調和を図る。

記入例

第18号の4様式（第22条の2関係）

令和5年 3月 30日

屋外広告物等に関する変更協議書

世田谷区長 あて

「屋外広告物等に関する協議書」
 副本に押印している收受印の日
 付・番号をご記入ください。
 (例)



届出者 住所 **世田谷区世田谷●-●-●**
 氏名 ●● ●●
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

代理人 住所 **世田谷区世田谷●-●-●**
 氏名 ●● ●●
 電話番号 ●●-●●●●-●●●●

世田谷区風景づくり条例第31条の2第2項の規定により、次のとおり協議します。

1 屋外広告物等に関する協議書の受付番号	
令和5年3月23日 第 R04-124 号	
2 表示又は設置の場所	
住居表示	世田谷区世田谷4-21-17
用途地域	近隣商業地域、第一種低層住居専用地域
3 区域の別	
景観計画区域 の区分	一般地域（ <input type="checkbox"/> 低層住宅系ゾーン、 <input type="checkbox"/> 住宅共存系ゾーン、 <input checked="" type="checkbox"/> 商業系ゾーン） （ <input type="checkbox"/> 水と緑の風景軸、 <input type="checkbox"/> 界わい形成地区〔地区〕）
特定の区域	<input checked="" type="checkbox"/> 環状七号線及び環状八号線沿道
変更 内容	変更前 ・数量:3基、面積:40.75㎡ ・建築物壁面の広告板(北側)の店名の表現:広告板
	変更後 ・数量:4基、面積:43.75㎡(突出看板の追加) ・建築物壁面の広告板(北側)の店名の表現:切文字
変更理由	・周辺住民より、駐車場の入口を分かりやすくして欲しいという意見があったため。 ・施主より、より地域になじむデザインにしたいという希望があったため。

変更内容・理由を具体的に
ご記入ください。

変更内容は、変更前と変更後
を比較するため、対になるよ
うご記入ください。

記入上の注意

- 「住居表示」欄には、住居番号が付定されていない場合は、地名地番を記入してください。
- 変更の内容が分かる書類を添付してください。

決裁欄	担当	係長	課長

変更の内容が分かるよう変更前・後の
両方の図面を添付してください。

記入例

第18号の6様式（第22条の3、第22条の4関係）

令和5年4月23日

屋外広告物等に関する行為完了・中止報告書

世田谷区長 あて

「屋外広告物等に関する協議書」
 副本に押印している收受印の日
 付・番号をご記入ください。
 （例）



届出者 住所 **世田谷区世田谷●—●—●**
 氏名 ●● ●●
 [法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名]
 代理人 住所 **世田谷区世田谷●—●—●**

完了又は中止に ○ をしてください。

完了
 中止

世田谷区風景づくり条例第31条の2第1項の規定による協議に係る行為を完了した
 ので、次のとおり報告します。

1 屋外広告物等に関する協議書の受付番号	
令和5年3月23日 第 R04-124 号	
2 表示又は設置の場所	
住居表示	世田谷区世田谷4-21-17

記入上の注意

- 完了又は中止に○をしてください。
- 「住居表示」欄には、住居番号が付定されていない場合は、地名地番を記入してください。
- 完了の際は、道路等から見える全ての面の写真並びに撮影場所及び撮影方向を示した案内図を添付してください。

道路等から見える全ての面の写真並びに撮影場所及び撮影方向を示した案内図を添付してください。（完了のみ）

決裁欄	担当	係長	課長

このパンフレット及び届出に関する様式、「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」等は、世田谷区のホームページから閲覧・ダウンロードすることができます。

トップページの「目次から探す」

「住まい・街づくり・環境」 [風景づくり](#)

風景づくりに関する条例・計画 [屋外広告物による風景づくり](#)

下欄の「添付ファイル」、「関連リンク」からご覧ください。